

子ども・子育て支援金制度って？

こどもと子育て世帯を応援！



「子ども・子育て支援金制度」は、全ての世代の皆さんから**支援金**をいただいて、**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援**する仕組みです。

※支援金が充てられる給付は法律で定められています。

Q どうして「支援金制度」が必要なの？
A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、「子ども・子育て支援」の拡充を実施することを決めました。
 支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q なぜ独身者や高齢者も支払うの？
A 子育て支援は、こどもたちがすこやかに成長していくための制度です。成長したこどもたちは将来この社会を支える担い手となり、全ての人にとってメリットがあります。そのため、全ての世代に加え企業を含めた社会全体で支える仕組みとしています。

Q 支援金は何に充てられるの？
A

〈児童手当の拡充〉
 ・所得によらず、支給の対象となります
 ・支給期間を高校生年代まで延長します
 ・第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します
 ・4か月に1回から、2か月に1回の支給になります

〈育児時短就業給付〉
 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合は、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します

〈育児期間中の国民年金保険料免除〉
 国民年金の第1号被保険者の人を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します

〈妊婦のための支援給付〉
 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、
 ・妊娠届出時に5万円
 ・妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円を支給します

〈出生後休業支援給付〉
 「出生後休業支援給付」を創設し、こどもの出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の上の育児休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します

〈こども誰でも通園制度〉
 「こども誰でも通園制度」は、保育所等に就いていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です(こども1人当たり10時間/月)



「子ども・子育て支援金」制度について(こども家庭庁 HP)



こども家庭庁公式 note



保険料(税)を改正します

今回の改正では、**赤色**の文字で示した箇所が変わります。

●国民健康保険税の保険税率

課税限度額を次のとおり改正します。また、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を追加します。

▶問い合わせ
 本県保年金課
 ☎0287(62)7143



	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分		合計
				18歳未満	18歳以上	
所得割率	6.4%	2.0%	2.0%	0.20%		
均等割額	21,000円	5,900円	8,000円	全額軽減	1,100円	
18歳以上均等割額	-	-	-	-	100円	
平等割額	19,000円	6,100円	4,900円	700円		
賦課限度額	66万円	26万円	17万円	3万円		112万円

●国民健康保険税の軽減判定所得基準

前年中の世帯の所得が一定の金額以下の場合、均等割額と平等割額を7割・5割・2割軽減します。5割軽減と2割軽減の対象者を拡大するため、判定所得基準を次のとおり改正します。

▶問い合わせ
 課税課
 ☎0287(62)7120

法定軽減判定所得基準	7割軽減 5割軽減 2割軽減	基礎控除額 (43万円)	判定所得基準	
			+31万円×被保険者数 +57万円×被保険者数	+10万円 ×(給与所得者など*の数-1) ※一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人。

! 法定軽減は、世帯主や被保険者が収入の申告をしていないと、受けることができません。
 ・令和7年中に収入がない人のうち、令和8年4月1日時点で18歳以上の人
 ・収入が遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの人 } 収入申告が必要です

●後期高齢者医療保険料の保険料率

診療報酬のプラス改定、現役世代の負担増抑制による負担率引き上げ、子ども・子育て支援金制度の開始による子ども分保険料の追加のため、保険料率を次のとおり改正します。

▶問い合わせ
 県後期高齢者医療広域連合
 ☎028(627)6805



	改正前		改正後	
	医療分	合計	医療分	子ども分
所得割率	8.84%		9.00%	0.25%
均等割額	45,600円		49,100円	1,300円
賦課限度額	80万円		85万円	21,000円
				合計
				9.25%
				50,400円
				87万1千円

●後期高齢者医療保険料の軽減判定所得基準

国民健康保険税と同様に軽減判定所得基準を改正します。今年度は、7割軽減対象者に対し、医療分のみさらに0.2割の軽減を行います(7.2割軽減)。

均等割額 法定軽減判定所得基準	7割軽減 5割軽減 2割軽減	基礎控除額 (43万円)	判定所得基準	
			+31万円×被保険者数 +57万円×被保険者数	+10万円 ×(給与所得者など*の数-1) ※一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人。